

明石公園管理運営協議会 設置要綱

(目的)

第1条 明石公園の豊富な資源や施設を有効に活用するとともに、さらなる参画と協働、共創を促進するため、明石公園管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公園の整備・管理運営のあり方に関すること。
- (2) 公園の資源や施設の利活用に関すること。
- (3) 公園利用者と地域住民の参画と協働の具体的な取組に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は委員の互選によって定める。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査又は協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他会長が必要と認める者を、協議会に諮った上で、会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査又は協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 有識者分野を除く委員が、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 8 会議は公開とする。

(議事録)

第6条 協議会は、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員、代理人及び専門委員の氏名
- (3) 発言した委員、代理人及び専門委員の氏名
- (4) 議事の内容と要旨

2 議事録は次に掲げる事項を除いて公開とする。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(謝金)

第7条 委員又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議その他の協議会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 代理人が、第5条第6項の規定に基づき協議会の職務を行うために会議その他の協議会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 代理人が、第5条第6項の規定に基づき協議会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を公益財団法人兵庫県園芸・公園協会明石公園業務部に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず公益財団法人兵庫県園芸・公園協会理事長が招集する。
- 3 この要綱の施行日以後において最初に委嘱される委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

分野	氏名	所属等
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学教授
	石田 弘明	兵庫県立大学教授
	村上 裕道	京都橘大学教授
地元・利用者	飯塚 由美子	NPO法人明石障がい者地域生活ケアネットワーク理事長
	柴田 剛	兵庫県植物史研究会会員
	船田 一彦	公益財団法人兵庫県スポーツ協会専務理事
	古谷 千秋	NPO法人明石おやこ劇場理事
	安原 宏樹	明石市商店街連合会会長
行政	首藤 健一	兵庫県まちづくり部公園緑地課長
	西田 憲生	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所明石街づくり対策室長
	平井 美知子	神戸市西区総務部地域協働課長
	丸谷 聡子	明石市長

謝金等支給要領

第1 謝金

明石公園管理運営協議会の委員又は専門委員が、協議会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第24号）に準拠し、1日につき会長に15,500円、委員及び専門委員に12,500円の謝金を支給する。

第2 旅費

明石公園管理運営協議会の委員、代理人又は専門委員が、協議会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に基づく額を支給する。